（別紙）「宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン（案）」に対するパブリック・コメント手続き以外での修正内容一覧表

＊パブリック・コメント実施後、以下のとおり修正しました。

№	項目	ページ	行	該当箇所	修正前	修正後	意見区分	修正理由
1	計画全般			P.2,9,30,37,39,40,42	・あたり ・あたって	・当たり ・当たって	1 職員 [✓ 2 所管課] 3 その他 （　　）	表記を統一するため。
2	第１章　計画の策定に当たって ２.計画の位置づけと期間	2		（１）計画の位置づけの図	・こどもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律 ・子どもの貧困対策計画	・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 ・こどもの貧困の解消に向けた対策計画	1 職員 [✓ 2 所管課] 3 その他 （　　）	文言の適正化を図るため。
3	第４章　施策の展開	13～40		各施策の【主な取組事項】の見出しと取組事項の記載	・見出し 【主な取組事項（新規・拡充等）】 ・取組事項の記載 取組事項の文頭に「◆」を付記	・見出し 【主な取組事項】　◎は新規・拡充予定の取組事項 ・取組事項の記載 新規・拡充予定の取組事項の文頭に「◎」、それ以外には「○」を付記	1 職員 2 所管課 [✓ 3 その他] （議会 文教生活常任委員会）	新規・拡充予定の取組事項を明確にするため。
4	第４章　施策の展開 施策１　すべての子どもと家庭への支援	15	17	②子どもと母親の健康の確保 【主な取組事項】	たからっ子給付金事業（国の出産・子育て応援給付金）による経済的支援と、随時提供する母子保健事業により、妊娠・出産・子育てに伴走して切れ目なく支援し、妊産婦の健康確保を図ります。	たからっ子給付金事業（妊婦のための支援給付）による経済的支援と、随時提供する母子保健事業により、妊娠・出産・子育てに伴走して切れ目なく支援し、妊産婦の健康確保を図ります。	1 職員 [✓ 2 所管課] 3 その他 （　　）	文言の適正化を図るため。
5	第４章　施策の展開 施策１　すべての子どもと家庭への支援	21	9	④子どもの貧困対策・経済的支援 【主な取組事項】	子どもの貧困対策に向け、地域とのネットワークづくりを推進するとともに、地域における子どもの貧困に対する支援活動の促進を図ります。	子どもの貧困対策に向け、引き続き地域とのネットワークづくりを推進するとともに、地域における子どもの貧困に対する支援活動の促進を図ります。	1 職員 [✓ 2 所管課] 3 その他 （　　）	文言の適正化を図るため。
6	第４章　施策の展開 施策１　すべての子どもと家庭への支援	21	20	④子どもの貧困対策・経済的支援 【主な事務事業】	たからっ子給付金事業 「妊産婦や子育て家庭の相談に切れ目なく応じる伴走型支援を行うとともに、妊娠や出生の届出を行った妊婦や子育て世帯等に対して経済的支援を行う。」	たからっ子給付金事業 「妊産婦や子育て家庭の相談に切れ目なく応じる伴走型支援を行うとともに、妊婦のための支援給付による経済的支援を行う。」	1 職員 [✓ 2 所管課] 3 その他 （　　）	「妊婦のための支援給付」の新設による制度変更に伴い、文言の適正化を図るため。
7	第４章　施策の展開 施策３　教育環境の整備	27	20	①学校教育の充実 【主な取組事項】	子どもが抱える様々な課題に対して、組織的な支援が行えるように、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーなどの専門職、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を推進します。	子どもが抱える様々な課題に対して、組織的な支援が行えるように、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーなどの専門職、関係機関と連携しながら、引き続き一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を推進します。	1 職員 [✓ 2 所管課] 3 その他 （　　）	文言の適正化を図るため。
8	第４章　施策の展開 施策３　教育環境の整備	27	23	①学校教育の充実 【主な取組事項】	不登校児童生徒の学びの場の確保や環境整備を行うとともに、学校風土の見える化を通してみんなが安心して学べる場所になるよう、不登校支援対策の充実に努めます。	不登校児童生徒の学びの場の確保や環境整備を行うとともに、学校風土の見える化を通してみんなが安心して学べる場所になるよう、不登校支援対策に引き続き取り組みます。	1 職員 [✓ 2 所管課] 3 その他 （　　）	文言の適正化を図るため。

<table>
<tr><th>No.</th><th>項目</th><th>ページ</th><th>行</th><th>該当箇所</th><th>修正前</th><th>修正後</th><th>意見区分</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>9</td><td>第４章　施策の展開
施策３　教育環境の整備</td><td>27</td><td></td><td>①学校教育の充実</td><td>—</td><td>以下の用語説明を追記
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・スクールロイヤー</td><td>[✓ 1 職員]
2 所管課
3 その他
（　　　）</td><td>より分かりやすくするため。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>第４章　施策の展開
施策３　教育環境の整備</td><td>30</td><td>3</td><td>③就学前教育・保育の充実
【主な背景や課題】</td><td>様々な就学前施設に所属する子どもの95％が、市立小学校に入学することから、就学前教育・保育の充実、就学前から義務教育への円滑な接続が重要となります。</td><td>様々な就学前施設に所属する子どもの約95％が、市立小学校に入学することから、就学前教育・保育の充実、就学前から義務教育への円滑な接続が重要となります。</td><td>1 職員
[✓ 2 所管課]
3 その他
（　　　）</td><td>文言の適正化を図るため。</td></tr>
<tr><td>11</td><td>第４章　施策の展開
施策３　教育環境の整備</td><td>31</td><td>10</td><td>④子どもの人権擁護の推進
【主な取組事項】</td><td>別室登校指導員による不登校の子どもへの支援について、小学校にも拡充し、支援の充実を図ります。</td><td>別室登校指導員・Assistスタッフによる不登校の子どもへの支援に引き続き取り組みます。</td><td>1 職員
[✓ 2 所管課]
3 その他
（　　　）</td><td>文言の適正化を図るため。</td></tr>
<tr><td>12</td><td>第４章　施策の展開
施策３　教育環境の整備</td><td>31</td><td>12</td><td>④子どもの人権擁護の推進
【主な取組事項】</td><td>子どもの教育・養育の場における子どもの権利に関する理解の促進を図ります。</td><td>子どもの教育・養育の場における子どもの権利に関する理解の促進に引き続き取り組みます。</td><td>1 職員
[✓ 2 所管課]
3 その他
（　　　）</td><td>文言の適正化を図るため。</td></tr>
<tr><td>13</td><td>第４章　施策の展開
施策６　子ども・若者の社会参加の促進</td><td>37</td><td>9</td><td>①居場所や遊び場、体験・学習機会の充実
【主な背景や課題】</td><td>公園のさらなる利活用に向け、宝塚市パークマネジメント計画等審議会において、モデル公園区の選定方法、モデル事業の実施にあたっての進め方について検討している状況です。モデル事業については、地域の公園等の現況と課題、地域の人々等のもつニーズや意見を踏まえながら進めていくこととしており、地域の参画意欲を向上させる取組が重要です。</td><td>公園のさらなる利活用に向け、地域ごとの公園の計画（公園区計画）に先行的に参画する地区の選定方法、事業実施にあたっての進め方について検討している状況です。事業実施に当たり、地域の公園等の現況と課題、地域の人々等のもつニーズや意見を踏まえながら進めていくこととしており、子どもを含む地域の参加意欲を向上させる取組が重要と考えています。</td><td>1 職員
[✓ 2 所管課]
3 その他
（　　　）</td><td>公園区計画に先行的に参画する地区の選定方法などについて、方針転換を図ったため。</td></tr>
<tr><td>14</td><td>第４章　施策の展開
施策６　子ども・若者の社会参加の促進</td><td>37</td><td>18</td><td>①居場所や遊び場、体験・学習機会の充実
【主な取組事項】</td><td>市民団体等とも連携を強化し、子どもたちのやってみたい遊びや体験、学習機会の創出に取り組みます。</td><td>市民団体等とも連携を強化し、子どもたちのやってみたい遊びや体験、学習機会の創出に引き続き取り組みます。</td><td>1 職員
[✓ 2 所管課]
3 その他
（　　　）</td><td>文言の適正化を図るため。</td></tr>
<tr><td>15</td><td>第４章　施策の展開
施策６　子ども・若者の社会参加の促進</td><td>37</td><td>20</td><td>①居場所や遊び場、体験・学習機会の充実
【主な取組事項】</td><td>パークマネジメント計画におけるモデル公園区において、地域との協働によりローカルルール作り等を行い、子どもの遊び場の充実を図ります。</td><td>パークマネジメント計画において、地域との協働によりローカルルール作り等を行い、子どもの遊び場の充実を図ります。</td><td>1 職員
[✓ 2 所管課]
3 その他
（　　　）</td><td>公園区計画に先行的に参画する地区の選定方法などについて、方針転換を図ったため。</td></tr>
<tr><td>16</td><td>第４章　施策の展開
施策６　子ども・若者の社会参加の促進</td><td>40</td><td>23</td><td>③自立と就労支援
【主な事務事業】</td><td>青少年育成事業
「市内中学校区ごとに市民に対する青少年健全育成に関する啓発活動や青少年育成活動に地域ぐるみで取り組む「中学校区青少年育成市民会議」を組織し、青少年育成活動を実施する。」</td><td>左記事務事業を削除</td><td>1 職員
[✓ 2 所管課]
3 その他
（　　　）</td><td>市が進める事務事業見直しにおいて、青少年育成市民会議の活動内容や委託の在り方などの見直しを検討しているため。</td></tr>
<tr><td>17</td><td>第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業</td><td>51</td><td></td><td>（５）乳児家庭全戸訪問事業
②量の見込み・確保方策の表中、令和７～１１年度の確保方策（実施体制）</td><td>単位：人<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>令和７年度（2025年度）</th><th>令和８年度（2026年度）</th><th>令和９年度（2027年度）</th><th>令和１０年度（2028年度）</th><th>令和１１年度（2029年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">量の見込み</td><td>対象者数</td><td>1,204</td><td>1,155</td><td>1,133</td><td>1,080</td><td>1,052</td></tr>
<tr><td>訪問人数</td><td>1,204</td><td>1,155</td><td>1,133</td><td>1,080</td><td>1,052</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">確保方策（実施体制）</td><td>27</td><td>27</td><td>27</td><td>27</td><td>27</td></tr>
<tr><td colspan="5">実施機関：宝塚市（保健師・助産師）
委 託 先：個人（保健師・助産師）</td></tr>
</table></td><td>単位：人<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>令和７年度（2025年度）</th><th>令和８年度（2026年度）</th><th>令和９年度（2027年度）</th><th>令和１０年度（2028年度）</th><th>令和１１年度（2029年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">量の見込み</td><td>対象者数</td><td>1,204</td><td>1,155</td><td>1,133</td><td>1,080</td><td>1,052</td></tr>
<tr><td>訪問人数</td><td>1,204</td><td>1,155</td><td>1,133</td><td>1,080</td><td>1,052</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">確保方策（実施体制）</td><td>28</td><td>28</td><td>28</td><td>28</td><td>28</td></tr>
<tr><td colspan="5">実施機関：宝塚市（保健師・助産師）
委 託 先：個人（保健師・助産師）</td></tr>
</table></td><td>1 職員
[✓ 2 所管課]
3 その他
（　　　）</td><td>実施体制のカウントを修正したため。</td></tr>
</table>

No.	項目	ページ	行	該当箇所	修正前	修正後	意見区分	修正理由
18	第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業	52～53		（６－１）養育支援訪問事業～（６－４）親子関係形成支援事業の各事業名	（６－１）養育支援訪問事業 （６－２）子育て世帯訪問支援事業 （６－３）児童育成支援拠点事業 （６－４）親子関係形成支援事業	（６－１）養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業（養育支援訪問事業） （６－２）養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業（子育て世帯訪問支援事業） （６－３）養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業（児童育成支援拠点事業） （６－４）養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業（親子関係形成支援事業）	1　職員 [✓ 2]　所管課 3　その他 （　　　）	子ども・子育て支援法との関係をより分かりやすくするため。
19	第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業	52		（６－２）子育て世帯訪問支援事業	―	「ヤングケアラー」の用語説明を追記	1　職員 [✓ 2]　所管課 3　その他 （　　　）	より分かりやすくするため。
20	第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業	54		（７）地域子育て支援拠点事業 ②量の見込み・確保方策の表中、以下の部分 ・「ブロック」欄の各ブロック名称 ・量の見込みの単位 ・令和７～１１年度の市全域及び第５ブロックの量の見込み	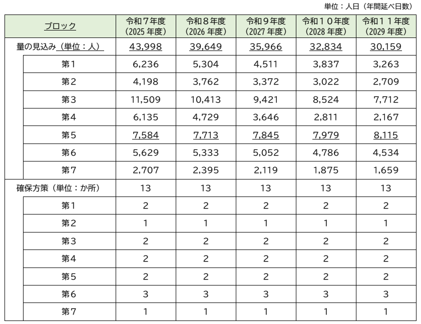	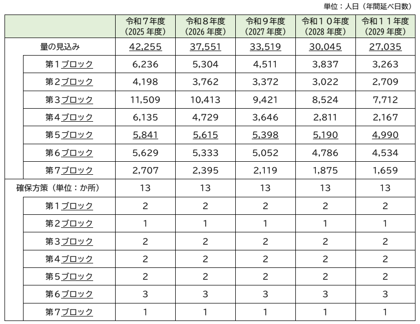	1　職員 [✓ 2]　所管課 3　その他 （　　　）	・表記を統一するため。 ・過去の実績値のカウント方法の見直しに伴い、再度、量の見込みを算出し直したため。
21	第６章　計画推進に向けて	62		用語説明	行政評価マネジメントシステム	行政マネジメントシステム	1　職員 [✓ 2]　所管課 3　その他 （　　　）	誤字の修正のため。
22	資料	66～69		２.主なアンケート結果の各調査結果の見出し	（１）子ども等の意識や生活に関するアンケート調査結果（抜粋） （２）高校生・若者の意識や生活に関するアンケート調査結果（抜粋） （３）子育て支援に関するアンケート調査結果（抜粋）	（１）子ども等の意識や生活に関するアンケート調査結果（令和５年度）〔抜粋〕 （２）高校生・若者の意識や生活に関するアンケート調査結果（令和５年度）〔抜粋〕 （３）子育て支援に関するアンケート調査結果（令和５年度）〔抜粋〕	1　職員 [✓ 2]　所管課 3　その他 （　　　）	より分かりやすくするため。
23	資料	77		４.全計画の評価 基本目標６.子どもの社会参加の促進	―	「ＳＳＷ」の用語説明を追記	1　職員 [✓ 2]　所管課 3　その他 （　　　）	より分かりやすくするため。

単位：人日（年間延べ日数）

ブロック	令和７年度（2025 年度）	令和８年度（2026 年度）	令和９年度（2027 年度）	令和１０年度（2028 年度）	令和１１年度（2029 年度）
量の見込み（単位：人）	43,998	39,649	35,966	32,834	30,159
第1	6,236	5,304	4,511	3,837	3,263
第2	4,198	3,762	3,372	3,022	2,709
第3	11,509	10,413	9,421	8,524	7,712
第4	6,135	4,729	3,646	2,811	2,167
第5	7,584	7,713	7,845	7,979	8,115
第6	5,629	5,333	5,052	4,786	4,534
第7	2,707	2,395	2,119	1,875	1,659
確保方策（単位：か所）	13	13	13	13	13
第1	2	2	2	2	2
第2	1	1	1	1	1
第3	2	2	2	2	2
第4	2	2	2	2	2
第5	2	2	2	2	2
第6	3	3	3	3	3
第7	1	1	1	1	1

単位：人日（年間延べ日数）

	令和７年度（2025 年度）	令和８年度（2026 年度）	令和９年度（2027 年度）	令和１０年度（2028 年度）	令和１１年度（2029 年度）
量の見込み	42,255	37,551	33,519	30,045	27,035
第1ブロック	6,236	5,304	4,511	3,837	3,263
第2ブロック	4,198	3,762	3,372	3,022	2,709
第3ブロック	11,509	10,413	9,421	8,524	7,712
第4ブロック	6,135	4,729	3,646	2,811	2,167
第5ブロック	5,841	5,615	5,398	5,190	4,990
第6ブロック	5,629	5,333	5,052	4,786	4,534
第7ブロック	2,707	2,395	2,119	1,875	1,659
確保方策（単位：か所）	13	13	13	13	13
第1ブロック	2	2	2	2	2
第2ブロック	1	1	1	1	1
第3ブロック	2	2	2	2	2
第4ブロック	2	2	2	2	2
第5ブロック	2	2	2	2	2
第6ブロック	3	3	3	3	3
第7ブロック	1	1	1	1	1